

調達要求番号：２０２６－０６１１－２３

情 報 本 部 仕 様 書			
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	アンテナ地区草刈役務	D I H－L Z－2 6 0 3 0	
		大 臣 承 認	令和 年 月 日
		作 成	令和 8 年 6 月 1 1 日
		改 正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
		作 成	情報本部喜界島通信所

1. 総則

1.1 適用範囲 この仕様書は、情報本部喜界島通信所のアンテナ地区草刈役務（以下、本役務という。）について適用する。

1.2 数量等

- a) 面積 28637.585 m²（直径 191m 半径 95.5m），集積，運搬
- b) 契約日～令和 8 年 1 0 月 3 1 日までに 1 回実施

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書 この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に定める範囲内においてこの仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし本役務の履行中に、引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

1.3.2 法令

労働安全衛生法（昭和 4 7 年 6 月 8 日）

2. 本役務に関する要求

2.1 本役務は、情報本部喜界島通信所の草刈，集積，運搬作業を実施し，美観の維持に努めるものである。

- a) 本役務で作業する者は，常時 2 名以上（作業責任者を含む。）とする。
- b) 本役務に使用する機器材や運搬車両は，契約相手方を使用するものとし，同機器材や同運搬車両に係る油脂類も同様とする。
- c) 契約相手方が交通事故及び物損事故等，操作者による過失事故等に関しては契約相手方の負担とする。
- d) 作業時期，日程等（行政機関の休日に関する法律に規定する休日を除く。）（以下，休日等という。）については官側と調整するものとする。ただし，休日等に作業を実施する場合は，官側と協議するものとする。
- e) 作業前，作業中，作業後の写真撮影を行うものとする。

2.2 工程管理 契約相手方は作業内容について調整し，適正な進捗管理に努めること。

2.3 草刈作業

- a) 刈高は 5 c m 以内とする。
- b) 刈り込み前に，周囲に飛散しないよう対策を講じること。

- c) アンテナ地区は碎石敷工であるため、カッターによる小石などの飛び跳ねに注意すること。
- d) アンテナの支線や柵（フェンス）などを損傷しないよう注意すること。
- e) 刈り残しや刈りむらのないよう均一に刈り込むこと。
- f) 機械での作業ができない場所は、手刈りとし、刈り残しのないようにすること。
- g) 官側の業務に支障とならない作業を実施すること。

2.4 後片付け

- a) 後片付けにおいても安全作業を徹底すること。
- b) 作業により排出する廃棄物は本仕様書 2.5 廃棄物等の処理に基づき適正に処理すること。

2.5 廃棄物等の処理

- a) 対象廃棄物及び副対象廃棄物の定義は以下の通りである。
 - (1) 対象廃棄物とは、本役務で主たる目的とする刈り取った草木等である。
 - (2) 副対象廃棄物とは、本役務の作業に伴い収集した廃棄物（空き缶、吸殻、ペットボトル等）である。
- b) 対象廃棄物は集積し、官側が指定した場所に適正に運搬処分すること。
- c) 副対象廃棄物は、ゴミ袋に分別集積し、官側が指定した場所に保管すること。

2.6 安全管理

- a) 契約相手方は、作業にあたって作業員、第三者などに危害又は損害を与えないようにすること。又、車両等に損傷を与えないよう万全の安全対策を講じること。
- b) 作業車を使用する場合は、安全運転に努めること。
- c) 契約相手方は、労働安全衛生法の関係法規等の定めるところにより常に安全管理に必要な処置を講じ、労働災害の発生の防止に努めること。
- d) 契約相手方は、ガソリン、電気などの危険物を使用する場合は、その保管及び取り扱いについて、関係法令の定めるところに従い、安全対策を講じること。
- e) 作業に従事する者は、作業に適した服装、ヘルメット、安全ベルトなど着用し、安全対策を講じること。
- f) 作業に使用する機械器具は事前に安全点検を行うこと。
- g) 機械器具は官側の指定した場所に安全管理に努め、保管すること。
- h) 契約相手方は、事故等が発生した場合は、速やかに官側の担当者に連絡し、その指示に従うものとする。

2.7 災害保険等 契約相手方は、施設等に損傷させた場合は速やかに契約相手方の責任において、原形に復旧するものとする。又、第三者に損害を与えた場合、契約相手方の責任において補償するものとする。

3. 品質保証

3.1 監督・検査 契約相手方は、本役務の監督及び検査について、支出負担行為担当官の定める監督及び検査実施要領により、監督及び検査を受けるものとする。

4. その他の指示

4.1 提出書類 契約相手方は、表1に示す提出書類を提出し、官側の確認と指導を得るものとする。

表 1 提出書類

番号	書 類 名	部数	提 出 時 期	媒体	提 出 先	備 考
1	作業工程表	1	契約終了後速やかに	紙	喜界島通信所	様式適宜
2	業務日誌	1	業務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	様式適宜
3	業務写真	1	業務終了後速やかに	紙	喜界島通信所	作業前中後
4	入門申請書等	1	契約終了後速やかに	紙	喜界島通信所	官側が示す様式

4.2 情報の保全等 情報の保全等は次のとおりとする。

- a) 契約相手方は、役務履行上、直接又は間接的に知り得た事項について関係者以外に漏らしてはならない。
- b) 役務従事者は、日本国籍を有し、日本国憲法及びその下に成立した政府を暴力等で破壊することを主張した団体に加入し、若しくは協力していない者、又はそれらを結成してない者とする。

4.3 官側の支援 契約相手方は、現地における官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で以下の支援を受けることができる。

- a) 現地における官側が保有する電話、電力、水等の使用
- b) 現地における本役務の履行に必要な、官有器材及び施設の利用
- c) 現地における本役務の履行に必要な、データ及び資料等の提示
- d) その他、支出負担行為担当官が必要と認めた事項

4.4 仕様書の疑義 この仕様書に疑義を生じた場合には、速やかに支出負担行為担当官と協議するものとする。

4.5 添付書類 喜界島通信所位置図・案内図・配置図

部 隊 名	喜界島通信所	役務名称	アンテナ地区草刈役務	図面名称	喜界島通信所位置図・案内図・配置図	縮 尺	図示
						図面番号	

